

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会

第2回会議録

【日 時】 令和5年2月14日（火） 17時～18時30分

【場 所】 旭川市子ども総合相談センター 研修・会議室2

【傍聴者】 2人（一般0人，報道2人）

【当日資料】 別紙のとおり

【1. 開会】

省略

【2. 資料説明】

省略

【3. 意見交換】

(稲葉)

稲葉です。まず、事前に回答いただきました第1回会議の発言要旨と旭川市の取組の考え方について再コメントする形をとらせていただきます。Actサミットは今までもかなり注力されていたことを私も存じておりますが、やはり模範的な、大人に寄り添った声ばかり集まったのではないかと、少し失礼な物言いをしました。それについての旭川市さんからの回答が「いじめ問題について本音を語る」ということなのですが、どのようにして本音を語らせることが可能なのかについてがどうしても気になる場所でした。少なくとも顔出しでは、ぶっちゃけたことを言う生徒はいないでしょうし、もし本音を語るということであれば、生々しいアンケートや公共の場では拾い上げることが出来ないような言葉も拾い、子どもたちで議論させるということになるのかなど。

いろいろ考えると、やはり当たり障りのない言葉ばかりになってしまうんじゃないかという気がしています。私の専門領域で話をさせていただくと、そもそもいじめがいけないことは誰でも知っていて、いじめをしてる人だって当然それはわかっているわけです。これは私たち大人のハラスメントや犯罪などでもそうです。これは刑務所の刑務官の方に聞いた話ですが、多くの犯罪者は「この場合は特殊な事情があった」と言っているそうです。恐らくいじめも「この場合は違う」「この場合はこうだから」といったようにいじめをするのだと思います。だから、いじめはいけないという建前・物言いと、いじめと言えらるような行為をすることは、本人たちにとっては矛盾しないというのがほとんどのケースじゃないかなと思っています。だからハラスメントでもいじめ対策もそうですが「これが実はハラスメントです」「これは実はいじめですよ」という例を見せるというのは一つのやりかたとしてあると思います。

話を戻しますと、本音を拾う語る場というのをどのように具体的に想定されているのかということをお伺いしたいなと思ったのが1点目です。

もう1点目は、これは多分平行線になるのしょうけれども、私としては対策に「死」というものを盛り込んでほしくないと。これは、死という選択肢を示してしまっていると。それに対するお

答えとしては死という選択肢をとらないようにするということでした。それは「いじめられたら死ぬ」という選択肢があるよと暗に示しながらも「死なないでね」と言ってるようで、ちょっと倒錯してるように私は思います。これは別に旭川市だけの取組ではなく社会一般がそうだと思っています。「死なないで、死なないで」というほどに、死というものを強調して見せているというパラドックスに陥っていると。それが問題だということが前回お話ししたことです。

もう少しお話しさせていただくと、これは前回藤川先生がおっしゃっていたことですが、私も感じたのが、今回の重大事態をどのように受け止めて再発防止を作ったのか分からないということです。これには私もすごく同意しますのでお伺いしたいということがあります。

また、真下先生がおっしゃった、紋切り型の教育が駄目ということは分かりきってることだけど、それについてはどうかということに対して、やはり A c t サミットについて言及されていますが、もし今後改善していくならば、もう少し具体的にどういうことを考えているかをお伺いしたいというのが、前回の発言要旨とそれに対するお答えについての私の意見です。

今回の資料について、私が1番ひっかかってしまうのが、いじめの定義をいじめ防止対策推進法に準拠せざるを得ないというのは大変よく分かるのですが、それに準拠するとして、本当にこういった対策ができるのかというのが思ってしまうところです。

例えば資料6の2ページ目、基本理念で、学校内外問わずにいじめであり、それを防ぐんだというのは、もういじめ防止対策推進法の制定以前から言われてることですけれども、学校内外問わずに、しかも、学校が違う場合もあるわけですが、その中で苦痛とを感じるような行為を防ぐというのが、本当に実施可能なのか。努力目標と言えればそれまでですが、そのようなことが人間活動の中で想定可能なのかということです。多くの方々が思ってることでありますが、嫌ということを感じさせないと言うならば、極論を言えば相互行為や子ども同士のやりとり自体を止めなければならないのではないかということです。だから今回の重大事案の第三者委員会が示した、前後の文脈をちゃんと重視するというのは、真つ当な判断だと私は思っています。そういったものを抜いて、苦痛と感しているものがいじめでそれを全部なくそうという路線で、本当にこういった具体的なものが進めていけるのか。これは私などより、旭川市、あるいは教育委員会の方々、現場の先生方が何より感じていることだと思いますし、やはり真つ先に感じる素朴な疑問であったということです。

資料3の「多様な相談手段の活用による積極的な情報収集」というのは、もう本当に、まさしくこういうことが大事だと私も思います。ただ問題は、いじめ相談専用フリーダイヤルと言うものですが、実際どのように告知するのかなというのが少し気がかりに感じたところです。というのが、いじめ相談窓口と言われた場合に、よく言われることですが、子どもたちが自分がいじめられているということ自体をまず認めたくないというケースが多いと思います。プライドの問題であったり。というのがあったときに、だからこそそういった窓口には相談しづらいということがあるのかなと思っていました。どのようにしたら相談しやすい、間口を広げられるかなど。そのままいじめ相談専用フリーダイヤル、いじめに苦しんでいる人が電話してくださいと言うのか、それとももう少し違った表現をするのか、どういう考えかお伺いしたいです。

次に、資料4の問題解決という言葉です。まさにこれも苦慮するところだと思います。実際のケースをいろいろ伺っていると、保護者等との関係がこじれた場合、このような表現は適切か分かりませんが、いじめというものを前面に立てて、自分の主張や見解を押し通そうとするケースがある

と聞いています。いじめられてると言うのと全てが通ってしまうことも多いように感じています。これはケースバイケースだと思うのですが、どのようなところを落としどころとするかというのは大変微妙なところだなと。まさしく、旭川市が1番悩んでいらっしゃるのだと思うのですが、私も感じたということです。

もう既に現場の方々が悩まれていることを、またことさらに言ってしまったようにも思われますが、以上が感じたところです。

(子育て支援部次長)

ありがとうございます。稲葉先生の御意見に対し、旭川市からご説明させていただきます。教育委員会からよろしいですか。

(教育指導課長)

教育指導課の辻並と申します。子どもたちがいじめの問題について自分事として考え、それを本音で語るということは大変難しいことだと私も思っております。生活学習A c tサミットという、学校の生徒会の代表が集まって議論をするイベントをやっているのですが、そのようなイベントの中だけで子どもたちがいじめ問題について本音で語る力を育てるということは非常に難しいことだと思っております。

考え議論する道德の時間が大事だと言われておりますので、道德の時間はもとより、様々な学習活動の中で、自分の考えをしっかりと伝える。そういった機会を各学校で充実するというのと、生活学習A c tサミットについて言えば、これまで各学校の生徒の代表が集まっていますが、例えば各学校から意見がある生徒、ぜひ自分の考えを表明したいという生徒を募ってそこで議論させるという、参加する生徒を選ぶ段階から工夫するというのも今後検討していきたいと思っております。また、子どもたちはその場で初めて会う状況の中で、議論する雰囲気を作るというのは難しいと思っておりますので、議論する前にお互いに雑談したり、アイスブレイクの時間を設けたり、そういった運営の工夫も行っていきたいと考えております。

(稲葉)

ありがとうございます。やはりセンシティブで既にそういう経験がある人もいたり、つまり加害者をものすごく恨むような発言もあれば、逆に、いじめられてる方が悪いんだとか、生々しい意見のぶつかり合いが生じたりすることもあるかと思っております。本音で語り合うとなると、大学の授業でもテーマにするとかなり気を使います。それを子どもたちでやるというときは、かなりの荒れや傷つき、そういったものが当然伴うものだと思います。これは道德の授業もそうだと思いますが。私は教育上そういったものが必要だと思っておりますが、それをやるのは勇気が必要だと思っております。先生たちにしてみればやりたくないことかもしれません。ただ、もし何か一つ踏み込んでやるならば、どこかでそういったこともやる必要があるのかなと私は考えています。無責任な立場からで恐縮ですが、そういったことを願っているという意見でした。

(子育て支援部主幹)

私からは市長部局の相談窓口の関係で、フリーダイヤル等の告知周知をどうしていくかについてお答えさせていただきたいと思っております。確かに、自分がいじめられていると認めたくないというような意識が働いて、なかなか相談につながらないということは先生のおっしゃるとおりなのかなと思っております。現在、旭川市では子ども総合相談センターで、子どもホットラインという同じような趣

旨の相談フリーダイヤルを開設しておりますが、実際、児童生徒さんからの相談が多いかどうかという、そんなに多くはないという状況でございます。相談内容についても、一般的な悩み相談であったり不登校関係の相談はありますが、いじめに関する相談は多くはないという現状でございます。

そのような中で、いじめだけ相談してくださいということになると、なかなか相談につながらないというところもあろうかと思いますが、一つは相談窓口を周知する際、いじめに限らず、子どものSOSといいますか、子どもが困っているところに対して相談できる窓口ですと丁寧に周知していくということが、まずは大事なのかなと思っております。もう一つは、なかなか電話で知らない大人と話をするのが苦手だというお子さんも多くおられるかと思っておりますので、新年度からは返信はがき付きのチラシから相談ができるとか、あるいはアプリで相談ができますということも併せてやりますので、そのようなことも含めて少しでも相談につながるような体制をとっていきたいと考えているところです。

それともう1点、保護者の方から要望があり、問題解決が難しくこじれるケースが多いのではないかという御意見ですが、これに関しては、新たに設置するいじめ対策専門部署がまさにここに対してしっかり関わっていかなければならないと考えております。なかなか被害者、加害者、学校だけでは皆さん当事者であるため、感情的になるところが大きくなり、それが問題解決につながらないという部分もあろうかと思っております。そこで、市長部局の専門部署は第三者的な立場であるため、公平中立にそれぞれの言い分を聞いた中で落としどころを探っていきたいと考えております。以上でございます。

(子育て支援部次長)

よろしいでしょうか。それでは次に進めさせていただきます。藤川先生お願いいたします。

(藤川)

はい。では画面を共有させていただきます。皆様には先ほどチャットでもファイルをお送りしております。時間が限られていますので、基本的には読んでいただければ分かる形で書かせていただきました。ざっと申し上げます。全部で15点あります。1点目からしばらくは前回の発言要旨とそれについて頂いたコメントについてです。番号はその資料の番号でございます。

まず1点目ですが、市教委の対応を検証して具体的方策を実施するという点についてです。これが先ほど稲葉先生もおっしゃっていただきましたが、やはり示されていないところが全体の理解を難しくさせていると思っておりますので、是非もう少し踏み込んだ御説明を頂きたいと思っております。特に、ここに書きましたが、なぜ最初の時点でいじめとしての対応をしなかったかということ、重大事態が起こることが想定されておらず組織体制が整備されていなかったのはなぜなのか、それから北海道教育委員会との関係では積極的に支援を求める姿勢が欠けていたと書かれていますが、なぜこうなったのか。こういったところについての御見解を伺わないと、なかなかその改善がどう図られるのかよく分からないなと思っております。

私は少し稲葉先生とスタンスが違う部分があって、教育的なことについては恐らく先生方が道徳等で一定程度されていると思っておりますので、そういうこと自体が足りなくて様々な問題が起きたとは考えていません。もちろん改善の余地はあるのかもしれませんが、一連の問題というのは教育の在り方によるものではなく、学校や教育委員会の組織体制に関わる問題ではないかと思っておりますので、

その辺りを具体的に掘り下げて検討しなければ改善は図れないのではないかと思います。是非御検討をお願いします。

2点目、市長部局と市教委との連携は結構なことのようにも思われますが、どちらかというとし教委がきちんと動かないときに市長部局が牽制するという役割がないといけないと思います。しかし、あまり連携を強調し過ぎますと、市民の方々から見れば市教委も市長部局も一緒じゃないかと思われてしまうのではと懸念しています。どうすればいいのか何かお考えがあれば教えてください。

3点目、これは前回から申し上げておりますが、教育相談部会というものを別に設けないと、なかなか子どもたちが抱えている課題に寄り添えないんじゃないかなと思います。茨城県取手市はこれを一生懸命やって改善を図っていただいています。旭川市はやらないとのことですが、なぜやらないのか。やってほしいなということで改めてお願いします。

4点目です。情報が管理職まで速やかに伝わる体制の構築、これを校内でどのようにやっていくのかについて、もっと具体的に考える必要があると思います。ある程度想定される時間については御検討いただいているようなので、是非その辺りを具体的に示していただきたいと思います。お考えいただいているという回答は伺っていますが、資料でも示していく必要があるんじゃないかなと思います。

5点目について、これは別途読んでいただきたいと思います。

資料1についてですが、6点目として書きました。併任というのが分かりにくいなと思っていました。もちろん併任することによって連携がしやすくなるんでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、互いの独立性が保ちにくくなるのではないかなということも思います。疑問として出しておきます。

資料2については7点目に書きました。スクールロイヤーが今配置されてないと伺っていますが、スクールロイヤーの配置ではなく、この新しい市長部局のいじめ対策専門部署に弁護士さんを置くというこのやり方の意図がよく分かりません。スクールロイヤーの配置が先なのかなという気もします。これはもし何か御説明があれば伺いたいと思います。

資料3については8点目に書きました。有識者懇談会のことが書かれています。もしかしたら今やってる有識者懇談会を今後も、ということなんだろうと思いますが、これがどうも条例等での位置付けがよく分かりません。懇談はしているのですが、これがどう施策に反映されるのかということがよく分かりません。位置付けを明確にした上で有識者懇談会というものを開催していただきたいなと思います。

資料4については9点目になります。これも何度も言っているところで重複しますので読んでください。両者一体になっていませんかということです。

10点目です。いじめ事案全てについて学校から教育委員会に報告するということについてです。これをどういう時間の中で報告するのかということは事前に回答を頂いているのですが、これは明示していただきたいなということをお願いします。

資料5について11点目になります。北海道教育委員会との連携がないじゃないかということも事前に申し上げましたところ、連携協力体制の強化を図ると回答いただいています。具体性がないのでどのように変わるのか教えていただきたいのと、どこかに書くべきじゃないかと思います。やはり外部の目が入ることによって、よりよい対策がとれるということがあると思いますので、市

町村と都道府県との関係を考えれば、北海道教育委員会との関係というものを充実していただく必要があるんじゃないかと思います。

1 2 点目です。これは稲葉先生と私は考え方が全く同じで、思いやりなどの方向ではなかなかいじめに対しては効果がなさそうだと。稲葉先生がおっしゃったように、いじめが悪いことはみんな分かっているけれども、この場合はもう相手がひどいからとか、何か腹が立ったからといって例外的に問題行動が起こるわけです。ですから、子どもたちが誰かに対して悪い感情を抱いて攻撃しようとすることはありうるということを前提に、ストレスマネジメントやアサーショントレーニング、あるいはアンガーマネジメントなどを扱うべきだと思います。今回の問題が教育のせいだという気はないですが、教育について力を入れるのであればこういう方向での検討を明記していただきたいなと思います。

資料6について1 3 番です。

条例ではこれまでの状況をどう踏まえて変えていこうとするのかという姿勢を見せるべきだと思います。そうすると、やはり教育委員会が法令に従った対応が出来なかったというところが大事だと思いますので、改めて、当たり前ですが、教育委員会が法令を遵守して対応するんだということを明記する。学校についても同様ですが、こういうことを書くべきではないかという意見を申し上げます。

1 4 点目。法令に従わない場合があり得ると考えて、その場合にどう対応するのか。具体的には市長部局の相談窓口が対応するのだと思いますが、法令に従った対応がなされていない場合にどうするのかということも条例で是非明記していただきたいと思います。

最後1 5 点目です。市長による是正勧告ということが今回のポイントだと思います。恐らく報道でも注目される点だと思います。これは、言葉は強いのですが、具体的にどう動くのかということが今までの資料を拝見する限りはよく分かりません。実効性があるものにするためには具体化する必要があると思います。どういう条件のとき、どういう手順で、どういう類いの是正勧告がなされるのか。これを明確にしなければまずいんじゃないかと思います。今のところ、この是正勧告という言葉だけがひとり歩きしているように思います。是非、具体化していただきたいと思います。

以上1 5 点よろしく願いいたします。

(子育て支援部次長)

ありがとうございました。教育委員会から御説明をお願いします。

(教育指導課長)

はい。1 点目でお話がありました、まず市教委の対応、この度の重大事態の対応を検証した上で再発防止策をしっかりと定め、今後の施策に反映させるべきではないかという御意見ですが、本当にそのとおりだと思っております。

この度お示した市教委の対応の検証結果については、教育委員会会議、それから議会等の報告で用いたものでありまして、今この場でそれ以上のことについて申し上げることは出来ませんが、改めて市教委の対応について今後検証してまいりたいと考えております。

(藤川)

それは、今まで書かれていたこと以上の検証がなされていないということでしょうか。

(教育指導課長)

担当課としての反省点等がありますが、教育委員会会議等において検討する中で、既にお示したものを検証結果としております。

(藤川)

今、我々は有識者懇談会に呼んでいただいて、市並びに市教委がどのように変えていこうかという話を伺って意見を申し上げていると認識しています。ということは市教委さんがこれまでの経緯について、どういうことが問題だとお考えなのかをまず伺った上で、今お考えの対応策が妥当なのかどうかの意見を申し上げるべきだと思います。今回書いていただいた以上のことはないとするならば、それではやはり検討が足りないんじゃないかと申し上げざるを得ませんし、検討が足りないままで対策だけがひとり歩きして議論されても、まともな議論が出来ないんじゃないかと私は思います。多分この場で御回答いただけないと思いますので持ち帰って御検討いただけたらと思います。

(教育指導課長)

持ち帰って検討させていただきたいと思います。

3つ目の校務分掌において、教育相談部会を設置してはどうかという御意見がございました。これについても、非常に重要なことだと思います。子どもが自分の心身の苦痛を相談できる、そういったことを専属的に行う校務分掌組織を設置することが重要だと思っておりますので、今後検討してまいりたいと考えております。

4点目、これについては藤川先生から御紹介いただいた実践例を参考にさせていただきたいと思っており、いじめやいじめの疑いに関する情報を日常的に担任等から確認する窓口となる教員を明確に学校の中に位置付け、毎日その教員が担任等に声をかけて、全学級の状況を把握し、管理職に報告する。そういった体制を整えることを考えております。時間については、その日に把握した事案についてはその日のうちに管理職に報告することを考えております。また、何かに明記する必要があるのではないかという御意見がございました。そのとおりでございまして、今後、旭川市のいじめ防止基本方針を改定する予定になっておりますので、基本方針に位置付けることや、担任等がいじめやいじめの疑いがある事案を把握したときの対応フローについても、現在市教委のほうで作成しておりますが、そのフローにおいてそういった時間の期限についても明記していきたいと考えております。

5つ目、市教委が設置した調査委員会、いじめの定義を変える等の問題が生じないような具体策をとということにつきましては、今再調査が行われておりますので、その結果も踏まえまして、御意見のありました点について検討していきたいと考えております。

それから少し飛びまして10番ですが、いじめの疑いがある事案も含めまして全ての事案について週に1度、学校から報告を求めることとしております。また、いわゆる困難ケース、警察と連携して対応しているケースですとか、子どもがいじめが原因で学校を行き渋っているケース、そういったケースについては事案の把握後24時間以内に学校からの報告を求めることを考えておまして、それについても旭川市いじめ防止基本方針や対応フロー、それから通知等に明示し、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

市教委と道教委との連携協力体制の強化のための取組といたしましては、市教委の指導主事と道教委の指導主事が、昨年度、そして今年度と市内全ての小・中学校へ共に訪問いたしまして、それぞれの学校のいじめ対策等についてヒアリングを行っております。それから、今年度は道教委から、

いじめ対策担当ということで学校教育部次長を迎えまして、市教委の体制強化を図っているところであります。その次長が窓口となり道教委との緊密な連携をとっているところでございます。

12番、ストレスマネジメントやアサーショントレーニング、そういった取組が大切ではないかという御意見も頂きましたので、それについては本市としても重要だと考えておりますので、実施できるよう検討していきたいと考えております。

13番、市立学校の責務、それから教育委員会のこれまでの反省を踏まえ、きちんと条例の中に盛り込むべきではないかという御意見も頂きました。それについては前向きに検討していきたいと考えております。教育委員会からの説明は以上になります。

(子育て支援部主幹)

では続きまして、市長部局である子育て支援部から残りの部分を説明させていただきたいと思えます。2番目にいただいた御意見ですが、相談体制の強化の中で市教委の職員が併任となると、積極的に学校・市教委の不満を受け止めることにならないのではないかと御意見で、その部分の具体案というお話だったかと思えます。これについては、これまでは市長部局の子ども総合相談センターでいじめ不登校の相談をやってきた経過があり、その中で一般的な相談を受け付けてきました。今後については、学校や教育委員会に相談しても解決しないような困難なケースについての相談体制を強化していきたいと考えており、併任については、学校から市教委に報告があったいじめ事案について、こじれる前に早期に市長部局にも情報共有し、その上で学校あるいは市教委の対応が関係法令に基づいて適切に行われているかどうかを市長部局の方で改めて確認をさせていただきます。教育委員会でも対応策を協議する中で、早期にいじめ事案の対処について解決が図られるよう、いじめ被害者、あるいは保護者の支援を行ってきたいという趣旨で併任としているところでございます。

この市長部局の窓口が学校の対応の不満を受け付ける窓口になるんだということに関しては、新年度から取り組む返信はがき付きの相談チラシや、いじめ相談アプリ導入の際の説明等を通じ、市民への周知をしっかりとしていきたいと考えているところでございます。

次に6点目です。ここも市教委の職員が市長部局のいじめ防止対策推進課に併任するというところですが、独立性が保ちにくくなるのではないかと御指摘だったと思えますが、趣旨としては、学校から報告を受けた情報を早期に市教委と相互に共有し、いじめの認知、またはその対応への検証を行い、法に基づいて適切に行われているかどうかをしっかりと確認した上で早期に対応していこうというものであります。

また、いじめを受けた児童生徒等の支援に関して、特に教育面の支援を行うといった部分につきましては、これは市教委の職員が指導主事ということでありますので、そういった専門性を発揮して対応してもらおうという体制を作っていきたいと考えているところでございます。一方で、先生の御指摘のとおり、市長部局と教育委員会それぞれの独立を保つということが重要だと考えておりますので、特に地方教育行政法の組織及び運営に関する法律や関係法令に定める職務権限に関わる部分に関しましては、役割分担を明確にし、それぞれの独立性を考慮し事務処理が行える体制にしていきたいと考えております。

(藤川)

すみません、細かく答えていただくと時間が足りなくなってしまうと思えます。もう既にかなり

時間が押していると思いますので、御回答は別途でもいいです。基本的には少し時間がかかるものが多いと思うので、今ここで全てを御回答いただかなくて結構ですので、他の先生方の御発言を頂いた方がいいのではないかと思います。よろしくをお願いします。

(子育て支援部主幹)

ありがとうございます。では簡単に概要だけ御説明いたしまして、細かい部分はまた別途お示しするという形で対応させていただきます。

7番目の弁護士について、学校ではなく市長部局に弁護士を置く理由でございますけれども、これについては市長部局のいじめ対策専門部署がいじめを受けた児童生徒の救済のため法的な視点から助言をいただきたいということで今回市長部局に置くのですが、学校からの相談も受けるような体制はとっていききたいという形で考えてるところです。

それと8点目、有識者懇談会の位置付けですが、これについては先生御指摘のとおり、会議の位置付けや、どのような意見を頂きたいのか、全体のスケジュールなどをあらかじめしっかりお示した上で実施するのが本来の姿だと思います。また懇談会形式ということで条例に基づくものにはなっておりませんが、今後条例に基づいた附属機関にするかしないか含め、会議の持ち方を明確化した上で次年度以降取り組んでいきたいと考えております。

14番目、相談体制整備のところですが、学校や市教委が法令に沿った対応をしない場合というところですが、今後条例の規定内容についてパブリックコメントを経て成案化する際に再度検討し、御指摘のようなことを盛り込んでいく形で検討したいと考えております。

最後に是正勧告ですが、これも御指摘のとおり、どういったときに是正勧告を出すのかの要件、あるいは勧告の内容などの運用手続を明確にしていく必要があると考えておりますので、こちらの方も今後具体的に検討し、条例が成案化される前にはしっかり整理した上で適切に運用されるようにする必要がありますと考えております。私からは以上でございます。

(子育て支援部次長)

それでは続きまして真下先生よろしくお願ひいたします。

(真下)

真下です。よろしくお願ひいたします。もう他の先生方が結構言うてくださったので、私からはそんなにありませんが、新しい取組ということなので、走り出してから見えてくるものもたくさんあると思います。先ほど藤川先生から、この懇談会の位置付けの御指摘があったところだと思いますが、やはり新しい取組なので、これから動き始めてどこがうまく行ってどこがうまくいかなかったのか。例えば、市長部局の人たちから見える景色と教育委員会から見える景色は全然違うと思うので、そのような点をシェアしていただいたり、それに対して何らかの知見のようなものをアドバイスできるような形になっていくとより良いのかなと思います。

やはり近年は保護者に対してどうアプローチするかが、多分教育委員会の皆様方にとっても非常に悩ましいところだと思います。せっかく新しいアプローチでこれからやっていけるわけですから、その辺りも市長部局の皆さんが支えてあげるような形になるといいのかなと思います。そこで言うと、日頃から保護者の方に対する御理解をどうやって求めていくかが非常に重要で、今の法制度がどうなっているかとか、必ずしもいじめの定義というものは大人が思っているようなものとは違っているよっていうところの基本的な理解、そういったところを保護者にも市のいじめ防止基本方針、

学校での基本方針の策定の機会にでも周知徹底していくことが非常に大事なかなと思います。

やはり是正勧告に関しましても、この言葉だけがひとり歩きしてしまうと、トラブルとなり、さらに誤解を招くといえますか、より混乱させてしまうこともあるので、何のための是正勧告なのかというところを強調する必要があると思います。条例案を見ると、子どもを救済するためと明記されていますが、そこをきちんと強調し、例えば、加害者の処罰のためにするわけではないというようなことが市民の方々にも分かるような形で周知していくのが非常に重要なかなと思います。

あとはスクールロイヤーに関しては今回、いろいろな御事情があって非常勤のスクールロイヤーという形になっていますが、いずれは常勤にした方が皆さんにとって役に立てるような気がするのです、具体的な成功例を積み重ねていった後なのかもしれませんが、いずれそのようになっていくといいかなと私個人としては思っています。以上です。

(子育て支援部次長)

ありがとうございます。では教育委員会からお願いします。

(教育指導課長)

学校のいじめ対策等について、日頃から保護者に周知をし、理解いただく取組が重要だという御意見をいただきました。本当にそのとおりだと思います。御意見の中で、学校いじめ防止基本方針について、ひな型ベースというものではなく、というものがありません。これまで教育委員会ではある程度のひな形を用意しまして、それに沿った形で学校のいじめ防止基本方針を作っていたてはありましたが、やはり、その学校独自の課題や子どもの状況、地域の状況も違いますので、学校の実情に応じた形で、そして保護者にとって分かりやすい学校いじめ防止基本方針を各学校で策定し、ホームページでの公表はもちろん、保護者懇談会や学校運営協議会などで保護者の方、地域の方々もしっかりと説明し理解していただくような機会をこれから持っていきたいと思っております。

(真下)

その点で言いますと、例えば、保護者の章みたいなものがあったらいいと思います。保護者がどうやっていじめの対策に関わっていくかという形で、例えばPTAの方々を中心に保護者がどうやって学校に協力するかを考えていただき、それをいじめ防止基本方針に入れ込むということもできます。でも、それは上から「こうやりなさい」といってやることではないので、あまりそこばかり押し出すのもどうかと思いますが、そういう取組が出てくることがあればうまく宣伝していくとか、保護者の方々も巻き込むようなものにしていけるとより良いのかなと思います。

(子育て支援部次長)

ありがとうございます。続きまして、横井先生よろしく願いいたします。

(横井)

横井です。よろしく願いいたします。私が主に専門とする部分だけの発言にさせていただきます。

まず全体としてはいじめ対策チーム、これをどう考えるかが1つポイントになると思います。いじめ防止対策推進部や推進課を置いて、旭川市がいじめ問題を看過しないと。市民や家庭、学校、子どもたちに対し、旭川市がこの問題に本気で取り組んでいくことを示そうとされている、そういう方向性が打ち出されていることは大事な点だと思います。

その上で、個別にちょっとコメントをさせていただきます。まず前回の御提案と、どこがどう変

わってるかについては、丁寧な比較が出来ておりませんが、もともと市長部局にいじめ対策専門部署を置くということは、非常に大きく出されていたと思います。今回、それに加え、市教委にいじめ対策担当をきちんと置くことが提案されている。ここが前回と違うところじゃないかと思いますが、以前も言ったように、市長部局に全部お任せしますということではなく、市教委自身がこのいじめ問題に取り組む力量を持っていかなければいけない。という意味でこのいじめ対策担当を置かれるということは重要なことのように思います。

その上で、先ほども意見が出ていましたように、この対策が「担当」っていう置き方なんです。担当職員を置いてその人が市長部局のいじめ防止対策推進課に併任するという形になっています。7月に個別に意見交換があった際も、指導主事を市長部局のいじめ対策専門部署に併任で置くという提案だったんですが、ちょっとそれはどうなのかということも7月の時に発言させていただきました。しかし今回もそこは依然として維持されるということです。

いじめ対応をするときに、教員の中でいじめに関して非常に詳しい知見を持っている人っていうのも多くいて、そういう人を活用するというのは分かりますが、その併任というのが一体どういう意味を持つのか、どういう狙いなのか、先ほど説明されてましたが、そこがもう少し明確にされなければならないと思いますが、私にはちょっと分かりにくいところがあります。そしてそれにも関わりますが、今回、市長部局と市教委にまたがる形でいじめ対策チームというものを置くと。これが大きい特徴だと思います。確かに市長部局と市教委は連携をしないといけないという点はそのとおりであって、密に連携していくということは分かる部分ではあります。そして資料1に書かれている効果・狙いで、市長部局だけで取り組んでいくのではなく、教育委員会も一体的にこのいじめ対策に本格的に取り組んでいくことを示そうとしているんだと書かれていて、そういうことをアピールするという事は良い部分だと思います。しかし、これまで教育委員会がかなり矢面に立って批判をされてきて、そのような中で市民の方や子ども、保護者の中には教育委員会に関わるということでこの組織体制を見たとき、この組織への信頼がちょっと難しくなると言いますか、忌避感を覚えてしまうような子どももいるかと思えます。ここをどう考えるかです。

これまで各地で教育委員会・学校がいじめを隠蔽するといえますか、ちょっと言葉が悪いですけど、きちんと対処出来ていないことがしばしば見られており、その対応をどうするのが今回の対策に求められている重要なポイントだと思いますが、そこが見えづらくなると言いますか、揺らぐといえますか、そのような印象を受けます。

このいじめ対策担当というものは市教委の中でも一定の自立性を持った存在でなければならないと思います。市教委の中で小さくぽつんと置かれて連絡役をしますという形になると、あまり自立性がないように見えます。このいじめ対策担当というものがどういうものなのか分かりにくく、そしてその人たちがこの市長部局のいじめ防止対策推進課に入ると、この推進課の印象・イメージが変わってきてしまったり、あるいは、推進課がきちんとした発言をしづらくなるなど、そういうことになるとまずいのではないかと。だから、この併任するということが何を狙いとしているのか理解しきれないところがあり、そこをもう少し検討しなければならないと改めて思います。

そして、資料を読みますと、政治的中立性、教育に対する中立性について随分意識をされていると思います。そして、その中立性を侵さないようにするために教員の職務権限の明確化を図ると書かれており、そこをクリアするためにこのいじめ対策担当を置かれようとしているのかなと受け取

れます。

寝屋川市と比べると、寝屋川市は教育的アプローチ、行政的アプローチ、法的アプローチの3段階に区分し対応するとしています。これは一つの方法かもしれませんが、必ずしもその段階で問題に対処できるかどうかは分かりません。私なりの捉え方ですが、旭川市の場合はそういう段階・区分で対応するのではなく、初めからいじめを人権問題として捉え、学校内で対処できることもあるが、それでは済まない問題もあると。もっと広い領域でこれに対応し、捉えなければならないと。そこでいじめ防止対策推進課を置くということだと思います。まずは人権問題としてこれを捉える。その中で、しかし学校で対応すべき問題もあって、そのときにこのいじめ対策担当の人に市教委に連絡をとってやってもらうということなのかもしれないと、様々な想像を巡らしていたところではありますが、もしそういう理解であれば、このいじめ対策担当というのはこの推進課の下位、ちょっと下に位置付け、このいじめ対策担当がいじめ防止対策推進課の意向を受けた上で教育委員会の中で動くという関係になると思いますが、そこがはっきりしない。資料では横並びになっているので、これを見た人は結局教育委員会と一体じゃないのかと見えてしまいます。この関係を明確にさせていただく必要があると思います。

それから是正勧告ですね。条例とそれから資料4にも是正勧告というのがあります。これは市長が学校関係者等へ勧告をするということ等がはっきり書かれていて、そして、条例の中に子ども・子育て審議会の意見を聞くこととなっています。そこに意見を聞いた上で勧告をするということですね。これは前回と比べ改善された点だと思います。そしてそれが今回の提案の重要な点だと私は受け止めました。

これはやはり、いじめ対策チームや市長部局が間違った判断をしかねない、そういうことを防ぐためには非常に重要だと思います。その上で、勧告の内容で気になるところは、この勧告の中身、内容がはっきりしない。個別案件で適切な対応が学校で行われていない場合に勧告をするのだと受け取れるのですが、そうした場合、審議会で意見を聞くなど順を追って進めていけばいい場合もあると思いますが、しかし、迅速性や緊急性を要する案件もあるだろうと思います。そのときに審議会が迅速に動けるのか、迅速な判断は可能なのか、ここが問題になってくると思います。また、審議会のメンバーの力量も問題になってくると思います。

市民が審議会の場合に入ってくると、いじめについてよく知らない人もいて、この審議に時間がかかり迅速に対応出来ず、勧告までに時間がかかるということにもなりかねない。これがオンブズマンや子どもの権利救済委員とか、そういったタイプの機関であれば、専門的な知識や学識を持った人がパッと判断してすぐに勧告できるのかもしれませんが。また、オンブズマンでいじめに詳しくない人がいても、専門職員とか協力者の協力を仰いでアドバイスをもらうということもできると思います。ただ、審議会となるといろんな委員の人がいて、ゆっくりと意見を聴取し時間がかかってしまう恐れがある。そして委員が多いと、この問題に明るくない人もいますし、他人任せになるようなことにもなる。だから審議会に、必ずいじめ問題についての的確に判断できる人を入れる。そして機動的に審議会を開催し、直ちに問題に対応できるようにする必要があると思います。現状ではそこがはっきりしないので、少々不安を覚えます。

それから、今は基本的には学校の中でいじめが起きていると捉えられていると思いますし、多くの問題は学校を通した生徒間の関係の中で行われるということだと思いますが、今回のような深刻

ないじめの場合や、学校外に広がり先生がなかなか見えないような場合もあるかと思えます。そういった場合には児童相談所や警察等との連携協力も場合によっては必要になるんじゃないかと。寝屋川市の場合には法的アプローチというのが掲げられていますが、旭川市ではそういった深刻な事例に対してどう対応するのかなど。先ほど意見が出ていた生徒に対する教育的な活動をいろいろな形でやって啓発をしていく、そういうことはものすごくたくさん書かれていますが、そういうことではなく、非常に深刻な事例に対して的確かつ緊急に対応する、そういう人権侵害行為に対して、弁護士さんも入れられています、どんな対応策があるのかということ等もここでしっかり出さなければ、子どもたちの不安を解消するには少し弱いような気がします。

大ざっぱに3点ほどですがコメントさせていただきました。以上になります。

(子育て支援部次長)

ありがとうございます。子育て支援部から説明をお願いします。

(子育て支援部主幹)

一つ目の組織体制の中で、市教委の職員が市長部局のいじめ防止対策推進課に併任するというところの位置付けがよく分からないとの御指摘だったと思えます。この点については内部で組織体制の検討をする際、非常に苦慮し、最終的にこのように整理したというところではあります。先生がおっしゃる寝屋川市のように、第1段階の教育的アプローチと第2段階の行政的アプローチが明確に区別されていけば外から見たときに分かりやすいのはそのとおりであると思えますが、一方で、いじめは子どもの人権に関わる問題で、子どもをしっかり守っていくんだということに関して言うと、やはり初期段階からしっかり取り組んでいかなければならないという認識でおります。その中では今回、学校・市教委もいじめ対策の対応を強化していくということですが、加えて市長部局でも、子どもの人権を守るという意識のもと、初期段階から学校・教育委員会はもちろん、それだけでは解決しきれないような問題もあろうかと思えますので、そういった問題に対して放置することなく早い段階から一緒になって対応していくと。子どもと保護者に寄り添った対応をしっかりやっていく中で、この併任という制度設計にさせていただいたというところではあります。

一つは、学校から教育委員会に、いじめの疑いを含めて全件報告をするという形になっておりますが、それに関して教育委員会に報告が上がった案件については市長部局にもしっかり情報共有しまして、その上で必要な支援につなげていくというところをまずはしっかりやっていきたいと考えているところです。

また、解決困難なケース、学校・教育委員会に相談してもなかなか解決が難しいような事案もあろうかと思えますので、そういった部分についてもしっかり対応できるような体制をとっていきたいと。決してチームだからといってチーム内で馴れ合いになるわけではなく、子どもに寄り添った対応をしていくことに主眼を置いた形でこのような体制をとらせていただいています。

次に、是正勧告のお話ですが、これについては今回条例の骨子案で子ども・子育て審議会で勧告の前に意見を聴取するとしているところですが、先生がおっしゃるとおり、是正勧告に間違いがないようしっかり専門家の意見を聞いた上で是正勧告を出すというような趣旨であります。

一方で、緊急性がある迅速な対応が求められることもあるかと思えますので、これも先生の御指摘のとおりだと思います。こういった機関でこういった方に意見を聞くのがいいのかは再度内部で検討させていただき、条例の成案までに示していきたいと考えております。

深刻ないじめの事案に関してですが、児童相談所、あるいは警察との連携をしっかりとすべきといったお話があったと思います。これに関しては、昨年末から国のほうでも関係府庁でいじめ対策の会議を持っており、学校と警察の連携を強化し、いじめで犯罪行為と認められるものに関しては厳格に対応していこうとなっておりますので、それに沿った形で対応し、今後は具体的な検討の上しっかりと明示していく必要があると考えております。私からは以上とさせていただきます。

(横井)

確認させていただいてよろしいでしょうか。資料1ですが、市教委の内部にいじめ対策担当が置かれると。それで、学校でいじめが起きたときに学校がうまく対応出来ない場合があったとして、教育委員会に何か訴えが届いた場合には旭川市では教育指導課が学校へ入っていくということでしょうか。このいじめ対策担当はそういう役割は担わないということでしょうか。

(教育指導課長)

資料1の図で言いますと、右側に教育指導課があります。この教育指導課はこれまでいじめ対応を生徒指導の一環として行っていた部署ですが、来年度からこの教育指導課は、専ら未然防止に関わる取組を行い、いじめが発生したとき、またはその疑いがある事案が発生したときは、このいじめ対策担当で対処します。

それも、市長部局のいじめ防止対策推進課と、市教委のいじめ対策担当が一つのチームになり、事案が起きたときの対処を行う。そういった形で考えております。

(横井)

そうなるとうやはり、いじめ対策担当と教育指導課が連携することは必要ですが、どちらかというところこのいじめ対策担当は介入といいますか、学校へ入っていき、きちんといじめが認知出来ていないとか、認知出来ていても適切な対応がとられていないとか、そのような場合に指導する権限を持つということですね。ですが、ここの資料だと、いじめ対策の知識経験を有する教員経験者という書き方でコーディネーターと書かれているので、この表現ではとても弱い存在に見えてしまいます。すごく弱い存在で、自分より上の校長先生とかに指導できるのかという感じがします。もう少し独立性を保つなど、強い存在にしなければいけないと思いました。私の理解が不十分かもしれないですが。

(教育指導課長)

資料の図が分かりづらかったのかなと思いますが、この右下にあります学校教育部のいじめ対策担当は、担当の次長1名と課長補佐職の指導主事が1名、主査職となる指導主事が2名の合わせて4名の正職員になります。これに加え、教員OBを任用して配置しようと考えておりますが、いじめ対策コーディネーターという2名の職員を別に配置し、その職員が各学校を訪問し、いじめ対策会議に参加しやいじめの対処プランの策定に関わる学校への支援、対応の好事例の提供等を行います。

(横井)

分かりました。コーディネーターのほかに指導主事がまた別にいるということですね。

(子育て支援部次長)

どうもありがとうございました。これで今日参加いただいております4名の先生から一通り御意見を伺いました。時間もそれなりに経過しておりますが、全体を通して改めて御意見があればお伺

いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(稲葉)

どうしてもやはり気になることが1点ありまして、今の横井先生のお話は大変重要な御指摘で、いじめをちゃんと認知出来ていないということで、市が加わるということかと思うんですが、このいじめを認知出来ていないという事態は往々にしてあり、報道を見ているとほとんどのいじめ事件でよく言われていることです。では、いじめとは何かといった場合の定義が、本当にこのいじめ防止対策推進法の定義でいくのか。つまり、嫌だと感じたら全ていじめとする。ごり押しでクレームを言うケースは容易に想像できるし、実際そのようなケースは起きていると聞きます。これが教育現場に大きな圧迫感を与えるリスクがあるのは想像に難くないですが、そういったことに関してはどのようにお考えなのかお伺いしたいなというのは常々思っていました。

(教育指導課長)

我々としては、いじめ防止対策推進法に規定されているいじめの定義、この定義に則った認知を行って子どもたちを支援していく、そういう考えでおります。

(稲葉)

言い方が悪いかもしれませんが、つまり、嫌だと感じただろうと。だから、いじめだろうと言われれば、もうそのとおりですと言うしかないということでしょうか。どうも、幾つかのケースを聞くと、大きく声を挙げた人がその声を押し通してしまい、教育現場がどんどん追いやられていくという話を聞いていて、そういう方に傾いていかないかなという危惧を感じているということなんです。

私は教育現場をかばってるわけではないですし、藤川先生もおっしゃったように、別に教育の不足でいじめが起きたとは思わないし、先ほど言ったようなActサミットを頑張ることで劇的に何か変わるとは思わないんですけれども、かといって多くの子どもたちが実際に教育を受けて成長する過程の中で、このような、何か一方的な状況というのを危惧しているものでもありました。

そういう意味ではActサミットのケースもむしろ、いじめを題材にして教育を充実させてほしいという思いで言ったところがあります。どうしてもネガティブな方に行ってしまうんじゃないかなという危機感があって、申し上げた次第です。以上です。

(子育て支援部次長)

なかなか今の御意見については難しい部分もあったりするのかなと思います。法律に基づいて取組を進めることにはなりますが、先ほど真下先生からもアドバイスがありましたが、具体的な取組は走りながら修正をしていくという姿勢で取り組んでいければと感じたところです。

そろそろお時間になりましたが、最後に子育て支援部長の浅田からお話をさせていただきたいと思います。

(子育て支援部長)

子育て支援部の浅田です。本日は様々な御意見を頂きましてありがとうございます。きちんとしたお答えが出来てないところも多くあったと承知しておりますが、簡単に申し上げると今日のお話は、いじめがだめというのは皆さん分かっているだろうと。しかし、こういった事態が起きてしまった旭川市が何をするのかをもっと具体的に明確に示さないとだめであると、そういった御指摘なのかなと思っております。

この条例骨子案については教育委員会が所管となるので、私がどこまで言えるかというのはあり

ますが、今お示ししているのは骨子案ということもあり、内容に具体性が欠けていると。手続きも含め具体的なケースにどう対応するのかが見えないぞ。そういうことだと思っております。

基本方針の中でそういったものに対応していくとお答えしたものもありますので、その場でも御意見を頂いていくことが必要になるんだろうなと受け止めております。

また、今回の事案では再調査が実施されておりますが、その再調査の有無は別にしまして、いじめ防止対策推進法第28条に基づく委員会の結果は出ていますので、それに対しての具体的な改善案ということで示してまいります。もちろん、再調査の結果によって内容が修正、カスタマイズされるということは想定しております。そういう意味では今日頂いた御意見を受け止め、また内部で検討し、さらに具体的なものを今後お示しした上で御意見を頂戴したいと考えております。引き続きよろしく申し上げます。

(子育て支援部次長)

それでは本日はここまでとさせていただきます。今日頂きました御意見はこちらで回答させていただいたものも改めて事務局で整理し、御確認いただきたいと思っております。今後のことにつきましても事務局から改めて御連絡させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして第2回旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。